

令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対する  
サービス継続支援事業Q & A (11月19日時点)

1.全般

No	質問	回答
1-1	本事業における感染者の定義はどのようなものか？	感染者はPCR検査の結果、陽性と判定された者となります。
1-2	本事業における濃厚接触者の定義はどのようなものか？	保健所が濃厚接触者と判断した者に限りません。 ただし、事業所・施設におけるサービス提供記録や勤務記録、その他の書類により確認ができればよいため、改めて保健所へ問い合わせいただく必要はありません。
1-3	感染の疑いのある者が発生した場合は、感染者や濃厚接触者としてみなすことはできるのか？	できません。

2.補助対象経費について

No	質問	回答
2-1	かかり増し経費に対して、本事業の補助金だけでなく、別の補助事業から補助金を受ける場合は、補助対象となりますか？	他の補助金にて補助を受けている費用については、二重の補助となるため、補助の対象となりません。そのため、同じ経費を別々の補助金に申請することがないようにしてください。ただし、例えば今回のかかり増し経費として500千円要し、うち、別の補助金にて、200千円の補助を受けている場合は、残りの300千円に対しては、本事業において補助対象としてみなすことができます。

No	質問	回答
2-2	<p>令和2年1月15日以降に、感染を防ぐためにあらかじめ購入した衛生用品等に要した購入費は補助対象になりますか？</p>	<p>感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行った時点からが補助対象の経費となります。そのため、感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行う前に、あらかじめ感染防止として要した経費は対象なりません。</p> <p>※感染の疑いがあり、そのものがPCR検査を受けて感染者となった場合であれば、感染の疑いとなった時点から要した経費は補助対象となります。PCR検査結果が陰性であれば、補助対象とはなりません。</p>
2-3	<p>通所系サービスであり、休業要請を受けたり、利用者又は職員に感染者が発生してはおりませんが、訪問サービスを実施しました。そのため、補助要綱第5条第一項（1）オに該当する事業所となりますが、この場合は、どのような経費が補助の対象となりますか？</p>	<p>補助要綱第5条第一項（1）オに該当する通所系サービス事業所等においては、あくまで訪問サービスの実施に伴うかかり増し経費が補助対象となります（補助要綱第6条第一項（2）の経費）。当該事業所が、通所系サービス等を継続するために購入した衛生用品の購入費用や、送迎を少人数で実施する場合に追加で購入した車等の費用は、補助対象なりません。</p>
2-4	<p>1つの建物の中に複数の事業所があり、兼務職員の割増賃金、求人広告費、共用する備品購入費等がかかり増し経費として発生している。領収書などは、事業所・施設ごとに分かれたものではないため、按分して申請する必要があるのか？</p>	<p>合理的な方法で按分して申請してください。</p>

No	質問	回答
2-5	<p>通所系サービスであり、休業要請を受けたり、利用者又は職員に感染者が発生したりはしていませんが、利用者への電話連絡による、できる限りの支援を行いました。この場合、補助要綱第5条第一項（1）オの対象にはならないのでしょうか？</p>	<p>居宅を訪問せずに電話により支援を行った場合は、補助要綱第5条第一項（1）オの対象にはなりません。居宅を訪問してサービスを実施した場合のみ対象となります。</p>
2-6	<p>複数サービスを実施している次のような事業所の場合、補助基準単価は各サービスの単価合計で申請できますか？</p> <p>例1：生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援を実施する多機能型事業所  例2：施設入所支援、生活介護、自立訓練を実施する障害者支援施設に短期入所、計画相談支援が併設されている場合  例3：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等を同一の事業所で実施</p>	<p>1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている事業所については、どれか1つの単価しか適用されません。（各サービスの単価合計ではありません。）</p> <p>※「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）」の障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業とは取扱いが異なりますので御注意ください。  （同事業では、例1は該当するいずれか1つの基準単価を用いることとなりますが、例2及び例3は各サービスの基準単価の合計額を算定することができます。）</p>
2-7	<p>利用者又は職員に感染者が発生した事業所が、サービス継続のために利用者又は職員に対して自主的にPCR検査を行った場合、検査費用については助成対象と考えてよいか？</p>	<p>助成対象として差し支えありません。</p>
2-8	<p>入所施設を対象に、東京都（東京都社会福祉協議会）は「障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症の集団発生時の応援派遣体制の確保事業」を実施している。  八王子市の入所施設の場合、当該事業により生じたかかり増し経費等の補助申請先は八王子市でよろしいか？</p>	<p>お見込みの通りです。</p>

### 3.申請について

No	質問	回答
3-1	交付申請を行うにあたり、本事業に要した費用の根拠となる資料を提出する必要がありますか？	費用の根拠となる資料の写しを必ず提出してください。根拠資料がない、金額が確認できない場合は、補助金を交付できません。 また、補助事業完了後であっても、補助金交付要綱別記1の13に基づき、会計年度終了後5年間保存する必要があります。
3-2	同一事業所・施設が複数回申請することはできますか？	「障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所におけるサービス継続支援事業」及び「障害福祉サービス等事業所、障害者支援施設等及び相談支援事業所との連携支援事業」の各々の事業において、1事業所・施設当たり1回までの申請となります。